

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成25年7月4日

京都市長 門川大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人科学教育研究所

### (2) 代表者の氏名

山本 雅敏

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市山科区四ノ宮垣ノ内町1-4

### (4) 定款に記載された目的

この法人は,安心,安全な社会生活に不可欠な生命科学や基礎生物学研究の分野に於いて,重要な研究用遺伝資源の維持管理に関する支援業務を行うと共に地域社会に対するバイオ,遺伝子,生物多様性に関する教育とその研究ならびに技術移転による研究開発に国際的視野で,寄与・貢献することを目的とする。

## 2 申請年月日

平成25年6月26日

(文化市民局地域自治推進室)